

新型コロナウイルス感染症拡大の  
影響を受ける小規模事業者を支援

最大**30万円**  
補助

# 店舗等賃借料を補助します

申請期間：令和2年**4月27日**(月) ~ **7月17日**(金)

[当日消印有効]

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により業況が悪化した小規模事業者に対して店舗等、事業所（建物）賃借料を補助します。

## ▶ 支援額

最大**30万円**（1月あたり上限15万円×2か月分）

事業用建物賃借料の2か月分相当額（千円未満切り捨て）

## ▶ 対象者（次のいずれにも該当する方）

- (1) **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に業況悪化（※）した小規模事業者**  
一部対象外の業種等がありますので、平塚市公式ホームページをご確認ください。
- (2) **市内の事業所で営業し、当該事業所（建物）を賃借している事業者**

- ※ ● **令和2年3月、4月又は5月いずれかの月の売上高が、前年同月比50%以上減少していること。**  
● **前年同月時点で開業していない場合、令和元年12月または令和2年1月のどちらかと比較して売上高が50%以上減少していること。**  
● **1事業者で複数事業所を経営している場合は、当該事業者の売上高で判断します。**

● **小規模事業者とは次のいずれかに該当する事業者です。**

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

## ▶ 必要書類

NO	必要な書類	法人	個人
①	交付申請書兼実績報告書（原本）	●	●
②	請求書（原本）	●	●
③	平塚市暴力団排除条例にかかる誓約書（原本）	●	●
④	店舗（事業所）外観の写真	●	●
⑤	業種に係る営業に必要な許可等の写し（全て）	●	●
⑥	事業用建物にかかる賃貸借契約書の写し	●	●
⑦	平成31年3月、4月又は令和元年5月の（前年同月時点で開業していない場合は、令和元年12月または令和2年1月）の売上高が確認できる資料	●	●
⑧	令和2年3月、4月又は5月の売上高が確認できる資料	●	●
⑨	直近の確定申告書の写し	●	●
⑩	現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し	●	
⑪	申請者が本人であることを証する書類の写し		●

※上記に加え、その他市長が必要と認める場合は、資料等の追加提出を依頼する場合があります。

※ご提出いただいた書類等は返却できかねますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

## ▶ 申請方法

市公式ホームページにある申請書等を令和2年7月17日（金）までに、平塚市商業観光課へご郵送ください。

郵送先：〒254-8686 平塚市浅間町9-1  
平塚市商業観光課 行

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請の受付は郵送のみとさせていただきます。



詳細は平塚市公式ホームページでご確認ください。  
[http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page-c\\_01117.html](http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page-c_01117.html)

お問合せ先：新型コロナウイルス感染症「総合相談」  
コールセンター ☎ 0463-20-8143  
平塚市商業観光課 ☎ 0463-35-8107